

作品募集 紙芝居・絵本、ポスター、マーク、標語、メッセージコンクール

テーマ...たばこはやめて！

...家族や身近な人へのメッセージ

募集の目的 子ども達や非喫煙者の健康をタバコの煙から守り、また未成年・思春期の喫煙防止のために、多くの人に参加してもらって、第16回コンクールを行います。入賞作品は、紙芝居や絵本・CDの出版、ポスター、シールなどの制作や、ホームページに掲載するなど、社会の改善に役立てたいと思います。多くの応募を待っています。

健康増進法 第五章 第二節 受動喫煙の防止
第二十五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。（2003年5月1日施行）

応募の方法

募集締め切り...2003年11月10日(月)消印有効

[応募案内](#)

作品の種類	紙芝居・絵本 ポスター マーク 標語・川柳・ネーミング メッセージ
作品の内容 (テーマ)	家族のために、みんなのために、自分のために、「たばこはやめて!」、「吸っちゃダメ!」など、家族や身近な人に向けたメッセージの内容の作品。
大きさや注意点など 記載様式pdf doc様式	<p>【各部門共通】 必ず自作で、用紙、画材、応募点数は自由。 絵の裏及び文に、作品部門の種類、郵便番号、住所、電話、学校・園名、名前(ふりがな付きの漢字で)、学年、年齢、職業を明記。学校等団体応募は、必ず連絡者名、電話番号を明記。 絵は、折ったり巻いたりしないで、段ボール等ではさんでお送りください。 応募作品はお返ししません(絵の選外の返却を特に希望される場合は、封書表書きと手紙にその旨朱記のこと)。 入賞作品の著作権は主催者に属します。 明るく、わかりやすい、ユニークな内容の作品を期待します。 「吸いすぎに注意、タバコは20歳から」などの内容・表現は、本コンクールの趣旨とずれますので避けてください。</p> <p>【紙芝居・絵本、ポスター】 用紙の大きさは四つ切(約38cm×54cm)～A4(約21cm×30cm)。 絵は、切り絵・はり絵でも良い。 合作でも良い。 紙芝居・絵本は、表紙を含め12枚～20枚前後(上演時間15分以内)で、紙芝居か絵本かを明記、文及び400字以内のあらすじを別添。 紙芝居は舞台上演を考え周り数ミリは余裕を持たせ、右に抜く構図で作ること。 絵本は製本不用。 ポスターのコピー(文)がない場合は、裏にタイトルを記入。</p> <p>【マーク】 シンプルなもの。大きさ、コピー(文)の有無自由。裏にマークと明記。</p> <p>【標語・川柳・ネーミング】 漢字熟語や造語・新語も可。葉書以外でも可。</p> <p>【メッセージ(作文)】 1200～1600字。体験にもとづく願いや訴えをこめた内容のもの。</p>
応募対象	メッセージのみ未成年者、他は幼児から大人まで、どなたでも。
応募先 (主催)	〒540-0004 大阪市中央区玉造1-21-1-702 Tel, Fax 06-6765-5020 「子どもに無煙環境を」推進協議会 啓発ポスター(募集要項) 請求は上記まで http://www3.ocn.ne.jp/~muen/ 喫煙防止HPは http://muen.cool.ne.jp/

【審査員】...堀田 穰(関西紙芝居文化研究会), 岩重敏子(箕面紙芝居まつり実行委員会), 新谷隆夫(水彩画家), 高部遵子(北-ライター)他

コンクール案内を兼ねた啓発ポスター(A2, 24万枚印刷)を、希望者に6月中旬以降、無料でお送りします。

賞と記念品

賞.....メッセージ以外は各部門ともに(ポスターのみ年齢層をわけて), 最優秀賞(厚生労働大臣賞, 文部科学大臣賞), 優秀賞～入賞。副賞は図書券(紙芝居・絵本は最高2.5万円まで, ポスター, マークは1万円まで, 標語・川柳, メッセージは5千円まで。額は部門と賞で異なる)。メッセージ部門は優秀～入賞。(お詫び訂正: 以前のご案内と啓発ポスターの額表記は誤解を招きかねないのご指摘があり, 正確な額に訂正しました; 03.7.2)

発表と表彰

記念品...紙芝居・絵本のみ参加記念品をお送りします。
発表は, 1月中～下旬予定。入賞者に通知する他, ホームページに載せ, 作品紹介します。
表彰は, 賞状と副賞の発送で替えさせていただきます。

主催

特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会 後援 厚生労働省/文部科学省/内閣府/警察庁/日本医師会他

この啓発ポスターは、平成15年用寄附金付お年玉付郵便葉書の寄附金で制作しました。

吸わないで!! あなた一人の身体じゃない

野津奈穂美(岡山県立矢掛商業高等学校2年)

標語は第14回、絵、マークは第15回コンクールの入賞作品です(学校、学年などは2003年3月現在)。
この啓発ポスターは全国各所に無料送付・掲示しています(24万枚)。希望者に無料でお送りします。
多くの場所での掲示と、啓発の周知、多数の応募にご協力をお願いします。

喫煙防止キャラバン隊を公募しています (紙芝居・絵本読み聞かせ、人形劇上演)

- (1)コンクールの入賞作品を活用してこれまでに制作した紙芝居・絵本・人形劇などを使って、地域で喫煙防止の語り部になっていただける個人・グループを募っています。養成講座(研修会)、人形劇団クラルテによる上演・制作指導、実践事例報告会等も行います。
- (2)これらの教材は本会より提供します。上演や読み聞かせの実践記録をホームページに掲載しますので、報告文と写真(デジカメ写真可)などをお送りいただく必要があります。
- (3)喫煙防止キャラバン隊の派遣希望先の登録受付も行います。これら募集と応募の詳細はホームページ(<http://muen.cool.ne.jp/>)に順次掲載しますのでご覧ください。

「健康増進法」により、受動喫煙の防止が義務づけられました

2003年5月1日施行の法律により、公共の場所(交通機関を含む)は全て、禁煙または完全分煙の措置を講ずる必要があります。(空気清浄機や分煙機器は、タバコの煙を十分には除去できないので、対策とはいえず、設備費の無駄使いになります)

子どもにとって家庭は公共の場であり、親には受動喫煙防止の責務があります。
家庭の禁煙は責務であり、至宝です!

【健康増進法 第五章 第二節 受動喫煙の防止】

第二十五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(厚生労働省通知 : <http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/houkoku/judou.html>)

(職場の喫煙対策新ガイドライン : <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/05/h0509-2.html>)